

# 河北町林道橋梁長寿命化計画

## 【個別施設計画】

自 令和 3年 4月 1日  
至 令和12年 3月31日

令和3年3月

河北町農林振興課

## 1. 基本的事項

本町が管理する林道橋梁は、令和元年度末現在で11橋となっている。その内、林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月30日付け27林整整第876号）に基づき、本町が個別施設計画に定める対象橋梁は5橋となる。

現時点で、供用開始から50年を経過した橋梁はないが、10年後には3橋が供用開始から50年を超える状況となる。

それに伴い、橋梁の補修・更新に要する経費が増大することが見込まれることから、可能な限りのコスト縮減及び平準化に取り組むことが不可欠となる。

このため、橋梁の長寿命化と補修・更新に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るとともに、林道利用者の車両運行の安全性を確保するため、「河北町林道橋梁長寿命化計画【個別施設計画】」を策定し、従来の事後保全的な補修・更新だけでなく、定期点検等により橋梁の現状を把握しながら、予防的な補修及び計画的な施設の更新を進めていく。

図1 現橋梁の供用年数

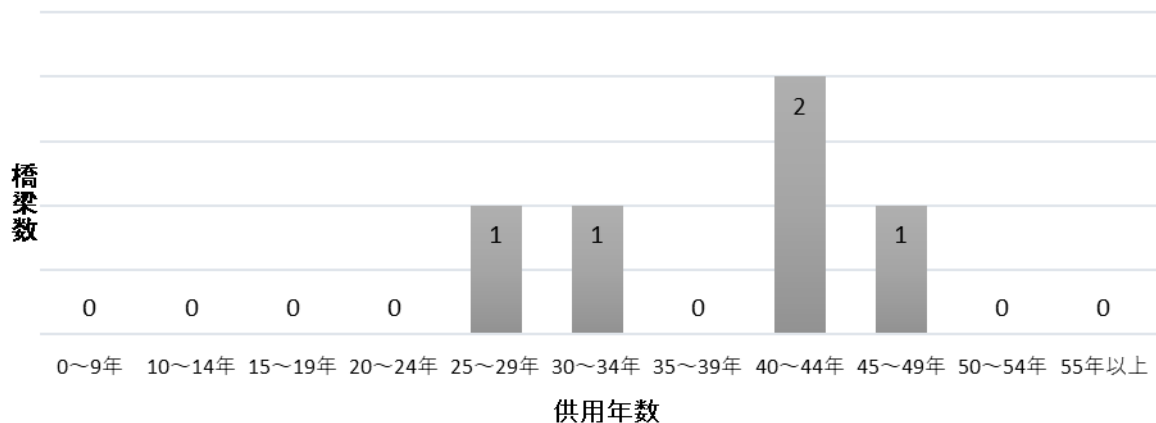
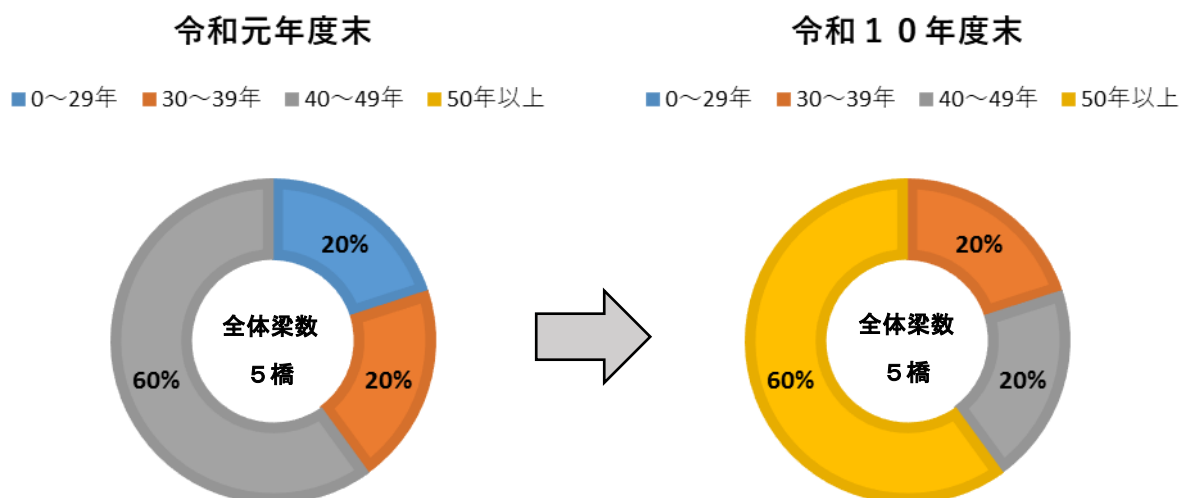
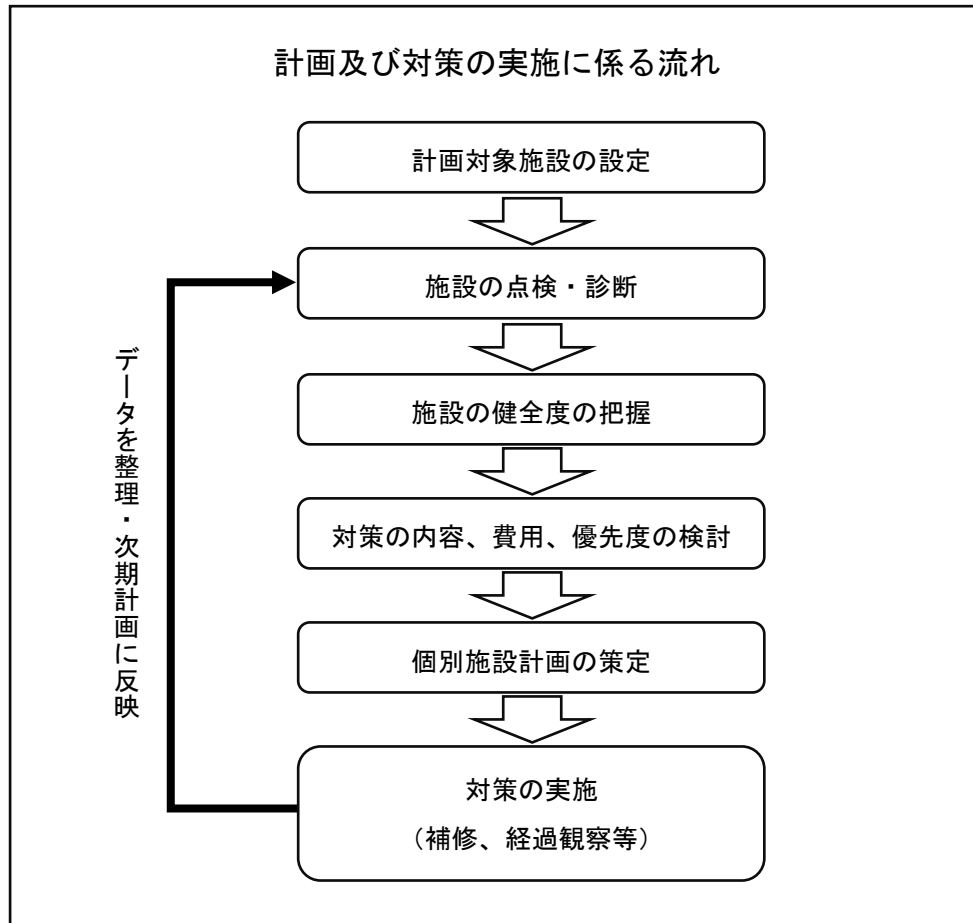


図2 架設からの経過年数の割合



## 2. 計画の流れ

構造物の機能に支障が生じる段階で更新する「事後保全型管理」から、経年劣化を未然に抑制するよう維持管理する「予防保全型維持管理」の考え方を導入し、個々の橋梁の現状を把握するとともに、これを踏まえた施設ごとの維持管理・更新等の内容について整理・計画することとする。



## 3. 対象施設

本計画の対象とする施設は、林野庁が策定した『林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月）』により、林道台帳に記載された橋梁（5橋）とする。

## 4. 計画期間

この計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を当初計画期間とし、5カ年毎に見直すこととし、次期計画に反映させるものとする。

## 5. 施設の優先度

点検結果による橋梁毎の健全性の判定及び供用年数、事業・施業計画等に基づいて優先度を設定する。

健全性の判定区分は4区分とし、緊急措置段階を優先度の上位とし早期措置段階までの区分に順

位付けをする。同じ健全性の判定区分にある橋梁については、供用年数及び今後の事業・施業計画に基づいて優先順位を設定する。なお、健全性の判定区分及び供用年数、事業・施業計画の順位については次に示すとおりとする。

### (1) 点検結果による健全性の判断

令和2年度に点検を実施し橋梁毎の健全性を判定した。

表1 健全性の考え方と橋梁数

区 分		状 態	橋梁数
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態	0
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	5
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	0
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	0
計			5

### (2) 供用年数及び事業・施業計画の順位

橋梁を供用年数及び事業・施業計画に分けて順位を設定した。

表2 供用年数及び事業・施業計画の考え方と橋梁数

順位	優 先 度 の 適 用 条 件	橋梁数
高	供用年数が50年以上で5年以内に事業・施業計画があるもの	0
↑	供用年数が50年以上で10年以内に事業・施業計画があるもの	0
	供用年数が50年以上で事業・施業計画がないもの	0
	供用年数が40～49年で5年以内に事業・施業計画があるもの	0
	供用年数が40～49年で10年以内に事業・施業計画があるもの	0
	供用年数が40～49年で事業・施業計画がないもの	3
	供用年数が30～39年で5年以内に事業・施業計画があるもの	0
	供用年数が30～39年で10年以内に事業・施業計画があるもの	0
	供用年数が30～39年で事業・施業計画がないもの	1
	供用年数が29年以下で5年以内に事業・施業計画があるもの	0
	供用年数が29年以下で10年以内に事業・施業計画があるもの	0
低	供用年数が29年以上で事業・施業計画がないもの	1
計		5

### (3) 施設の重要度による順位

橋梁の先に施設がある、又は緊急時に迂回路になる等個別な事情があるものについては該当件数に応じて優先度へ加点する。

表3 施設の重要度判定項目

項目名	内 容
施 設	橋梁の先に施設がある
迂回路	緊急時の迂回路として利用可能な路線にある
利用頻度	事業・施業計画の他に地域で利用頻度が高い路線にある

## 6. 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設毎の破損等の状態、計画期間、実施時期については、別添個票に示すとおりとする。

## 7. 対策内容と実施時期

点検結果による橋梁毎の健全性の判定を行った結果、緊急措置段階(Ⅳ)及び早期措置段階(Ⅲ)と判定された橋梁はなかった。

なお、定期点検については、計画期間中に2回(令和7年度及び令和12年度)する。

表4 補修・定期点検の実施時期と橋梁数

区 分	前 期 (令和3年～令和7年)	後 期 (令和8年～令和12年)	計
補 修	—	—	—
点 検	5	5	10

### (1) 橋梁定期点検

山形県橋梁点検要領に基づき、全橋梁の定期点検(5年に1回)を実施し、橋の損傷度を把握する。また、橋梁定期点検の結果による診断を行い橋梁の健全性を総合的に判定し補修等を実施する。

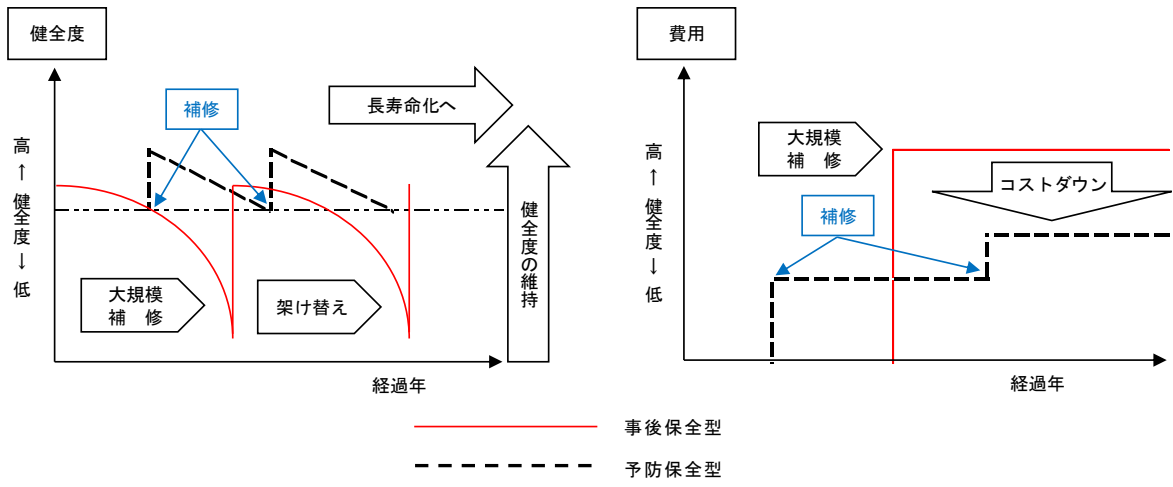
### (2) 情報の蓄積と利活用

点検及び修繕した結果は、橋の現状を把握するためデータ管理を行い効率的な維持管理を実施するとともに、橋梁の位置情報もデータ化を進めることにより、必要な情報を管理し、今後の維持管理に活用するものとする。

### (3) 橋梁長寿命化計画におけるトータルコストの縮減・平準化

橋梁の維持向上を図りながら中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。

図3 予防保全による長寿命化と維持管理コスト縮減のイメージ



【橋梁一覧表】

No.	個別施設 整理番号	路線名	林道種類 及び区分	橋梁名	所在地	建設年度	供用 年数	種別	型式	道路橋 示方書	設計 荷重	橋下 条件	橋長 (m)	幅員 (m)	径間数	上部工 型 式	備考
1	7	滝の沢線	自動車道3級	1号橋	谷地字滝ノ沢	平成元年	30	—	—	不明	TL-14	滝の沢川	9.45	3.8	1	RC床版橋	
2	8	滝の沢線	自動車道3級	2号橋	谷地字滝ノ沢	平成5年	26	—	—	不明	TL-14	滝の沢川	7.30	3.8	1	RC床版橋	
3	9	滝の沢線	自動車道3級	4号橋	谷地字滝ノ沢	昭和50年	45	—	—	不明	不明	滝の沢川	5.20	2.4	1	RC床版橋	
4	6	越戸線	自動車道3級	横谷橋	西里字横谷	昭和54年	41	—	—	不明	不明	古佐川	15.30	3.6	1	鋼板桁橋	
5	11	岩木田代線	自動車道2級	又四郎橋	大字岩木字地獄谷	昭和54年	41	—	—	不明	不明	法師川	24.70	5.0	1	鋼板桁橋	

## 【林道施設長寿命化計画優先度の検討結果】

健全性の診断 IV：構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

路線名	橋梁名	優先度	評価点	判定区分				供用年数				事業・施業計画		施設の重要度			施工年度 (予定)	備考
				IV (50)	Ⅲ (40)	Ⅱ (30)	I (20)	50年以上 (40)	40～49年 (30)	30～39年 (20)	29年以下 (10)	5年以内 (10)	10年以内 (5)	施設 (10)	迂回路 (10)	利用頻度 (10)		
—	—	—	—															

健全性の診断 III：構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。

路線名	橋梁名	優先度	評価点	判定区分				供用年数				事業・施業計画		施設の重要度			施工年度 (予定)	備考
				IV (50)	Ⅲ (40)	Ⅱ (30)	I (20)	50年以上 (40)	40～49年 (30)	30～39年 (20)	29年以下 (10)	5年以内 (10)	10年以内 (5)	施設 (10)	迂回路 (10)	利用頻度 (10)		
—	—	—	—															

健全性の診断 II：構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。

路線名	橋梁名	優先度	評価点	判定区分				供用年数				事業・施業計画		施設の重要度			施工年度 (予定)	備考
				IV (50)	Ⅲ (40)	Ⅱ (30)	I (20)	50年以上 (40)	40～49年 (30)	30～39年 (20)	29年以下 (10)	5年以内 (10)	10年以内 (5)	施設 (10)	迂回路 (10)	利用頻度 (10)		
滝の沢線	1号橋	低	50			○				○								R13～R22
滝の沢線	2号橋	低	40			○					○							R13～R22
滝の沢線	4号橋	低	60			○												R13～R22
越戸線	横谷橋	低	60			○												R13～R22
岩木代線	又四郎橋	低	60			○												R13～R22

健全性の診断 I：構造物の機能に支障が生じていない状態。

路線名	橋梁名	優先度	評価点	判定区分				供用年数				事業・施業計画		施設の重要度			施工年度 (予定)	備考
				IV (50)	Ⅲ (40)	Ⅱ (30)	I (20)	50年以上 (40)	40～49年 (30)	30～39年 (20)	29年以下 (10)	5年以内 (10)	10年以内 (5)	施設 (10)	迂回路 (10)	利用頻度 (10)		
—	—	—	—															





# 河北町林道橋梁位置図

又四郎橋

4号橋

横谷橋

2号橋

1号橋